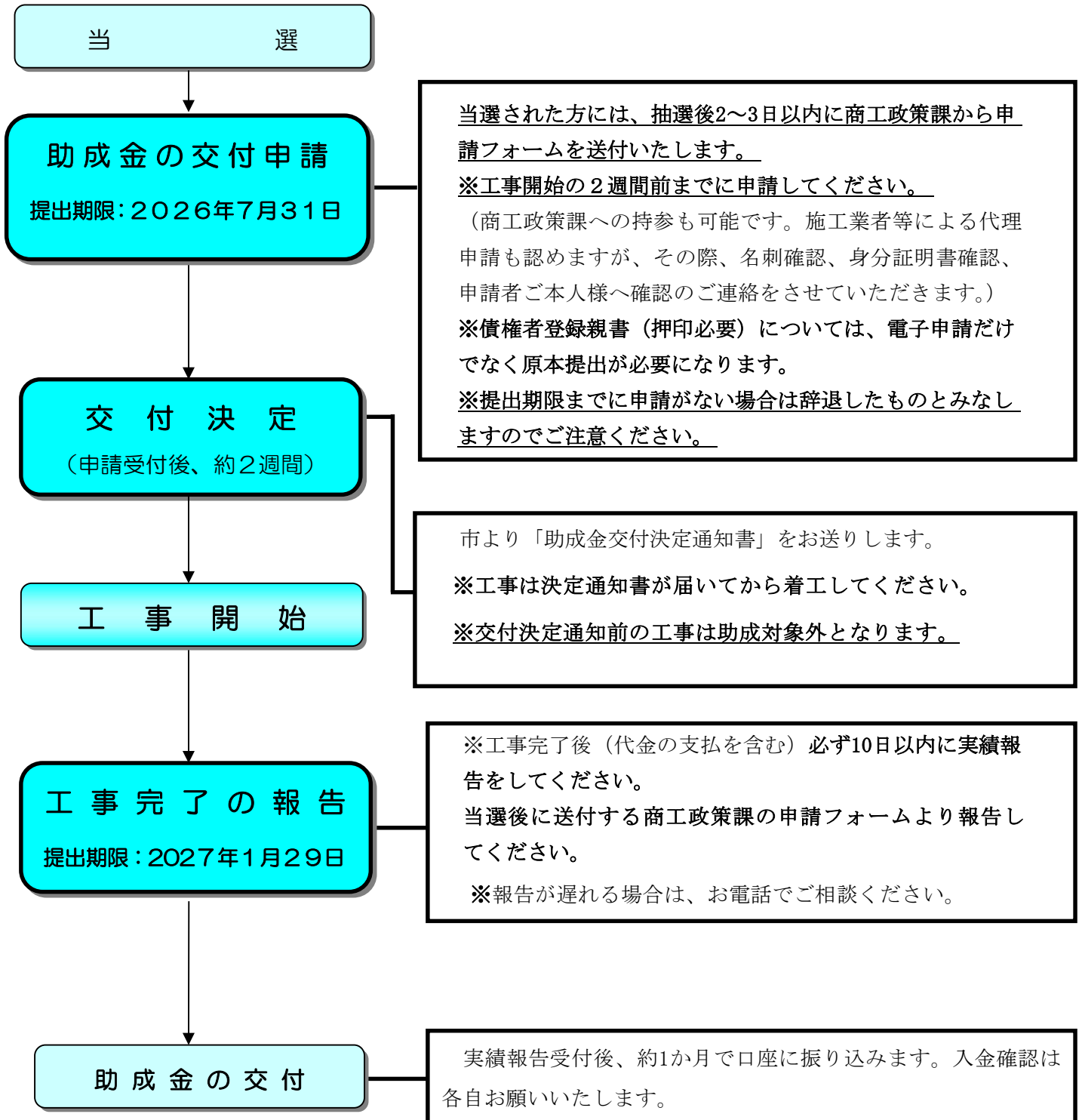


**※ 必ずお読みください！**

**◆ 当選後の手続きの流れ及びご注意いただくこと ◆**



**【担当課】**

明石市商工政策課（明石市役所本庁舎5階）  
住 所： 明石市中崎1丁目5番1号  
電 話： 078-918-5098

# 1. 施工写真等について

助成金交付申請書及び実績報告書等に添付する写真は、次の点にご注意下さい。

- ✓ 工事を施工する全ての箇所を写真で添付して下さい。
- ✓ 全ての写真に、必ず撮影年月日をプリントして下さい。
- ✓ 鮮明な画質の写真をお持ち下さい。（わかりにくい場合は、再度撮りなおしていただく場合があります。）
- ✓ 助成申請時に工事前の写真、実績報告時に工事作業中及び工事後の写真を添付して下さい。
- ✓ 工事前・工事作業中・工事後の写真の構図を同じにして、対象箇所以外の比較対象物をできるだけ写し込んで、工事の結果が分かりやすい写真をお持ちください。
- ✓ 工事前に屋根等の写真を撮ることができない箇所については、施工業者に工事を行う直前に撮影してもらってください。

**※次に掲げる工事を行う場合は、写真撮影の方法にご注意ください。**

{別表} 社会資本整備総合交付金対象工事の確認書類欄に

【写】の印がある工事

助成対象となる資材や設備機器を確認できるように撮影する。

（実績報告時必要）

【寸】の印がある工事

工事対象箇所に定規やメジャーを当てて寸法を測り、工事前後の寸法の変化を比較することができるように撮影する。（交付申請時、実績報告時必要）

[段差解消工事例]



[工事後例]



※外壁塗装や屋根塗装工事、トイレや風呂交換などは工事中の写真も必要です。

【証】の印がある工事：助成対象となる資材や設備機器の性能を証明することができる書類（パンフレット、説明書など）の提出が必要です。（申請書提出時必要）

## 2. 工事施工業者作成による提出書類等について

助成申請や実績報告を行っていただく際に、工事施工業者から「工事代金領収書」、「工事完了証明書」等の書類を提出していただきます。これらに工事施工業者の同じ社印が押されていること、明石市内の住所が記載されていることをご確認ください。

また、工事施工業者の作成する工事見積書については、市の様式をご用意しております。市ホームページからExcelファイルをダウンロードしてご使用ください。

## 3. 市税等の納付状況の確認について

交付申請をされた方については、市税等の納付状況の確認を行います。確認が取れない場合には市税等の領収証書（写し）の提出をお願いする場合があります

## 4. 登記簿謄本、住民票等の取得にかかった費用について

商工政策課で審査の結果、助成申請者の申請を助成対象外と判断した場合であっても、登記簿謄本、住民票等の取得にかかった費用は、お支払いできませんのでご了承下さい。助成の対象になるか判断に迷った場合は、登記簿謄本、住民票等を取取得する前にご連絡ください。

## 5. その他

### ● 介護保険等他の助成制度の活用について

介護保険の「要介護」または「要支援」の認定を受けておられる方で、安全で快適な日常生活が送れるよう、段差解消や手すりの設置、風呂、トイレの改修などの工事を予定されている方は、介護保険等他の助成制度を活用できる可能性もありますのでご相談下さい。（福祉局高齢者総合支援室）

**※住宅リフォーム助成制度と重複しての活用は不可**

### ● 記入の誤りについて

紙で提出する場合、誤って記入した際は訂正箇所を二重線で消して、訂正印を押してください。修正液等の使用はご遠慮ください。なお、消せるボールペン（フリクション等）での記入はご遠慮ください。

### ● 実地調査について

助成金の交付にあたっては、担当職員が実地調査を行うことがありますので、ご協力をよろしく申し上げます。